

社会福祉法人 八 起 会

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人八起会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報 酬)

第 3 条 役員等が理事会・評議員会ならびにその他の会議等に出席したときは、下表の通り報酬を支給する。ただし、法人職員が役員等となっている場合は支給しない。

役 員 等	報 酬 額
理 事	1 日の場合・・・源泉所得税引き後 10,000 円
評 議 員	
監 事	半日の場合・・・源泉所得税引き後 5,000 円

(支給の方法)

第 4 条 役員等報酬は、出席の都度、現金にて支給する。

(費用弁償)

第 5 条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、法人職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 宿泊料は、法人職員の旅費規程に準じるものとする。

(改 定)

第 6 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

付 則

この規程は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。